

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定

<自動継続以外>

1.（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金(M型)（以下「この預金」といいます。）は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳・証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および別表2の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間利払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A.現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して、通帳または証書とともに提出してください。

B.預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C.定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記第1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型の計算方法は個人のみとします。

③中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5)上記のうち法人については預入日の3年後から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を単利の方法により計算します。

3.（中間利息定期預金）

(1)中間利息定期預金の利息については、前記第2条の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として通帳に記載、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の預金払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

<自動継続扱い>

4.（自動継続）

- (1)自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下第5条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳・証書記載の利率(継続後の預金については上記第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および別表2の中間利払利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払額」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」)とします。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記第1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。なお、複利型の計算方法は個人のみとします。
- ③中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

- (2)この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

- ①預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ②自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A.預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B.中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
- ③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払預金は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

- (4)この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第4項、第5項および第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- (5)この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

- (6)上記のうち法人については預入日の3年後から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を単利の方法により計算します。

6. (中間利息定期預金)

- (1)中間利息定期預金の利息については、上記第5条の規定を準用します。

- (2)中間利息定期預金については、原則として通帳に記載、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

- ①中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の預金払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して提出してください。
- ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。
この他、この規定に定めのない事項に関しては「定期預金共通規定」により取扱います。

以上